

令和元年度包括外部監査結果 障害者福祉事業に関する 財務事務をチェック

区では平成20年度から公認会計士など外部の専門家による監査を実施しています。

包括外部監査制度とは、従来の監査委員制度に加え、監査機能の専門性・独立性を強化するため、地方公共団体が、外部監査人（弁護士、公認会計士、税理士等）と契約を結び、財務や事業の執行について監査を受ける制度です。

このたび今年度の包括外部監査結果が、包括外部監査人である作本遠公認会計士から報告されました。

「ア」障害者福祉事業に関する財務事務の執行について「監査対象年度」平成30年度。ただし必要な範囲で平成29年度以前および令和元年度も監査対象とした。

「選定理由」本区では区民の約5%にあたる2万3千人が障害者手帳を所持しており、障害者福祉

「ヒアリかな」と思われる疑わしいアリの見つけたときは、触らずにご連絡ください。

詳細は環境省「日本の外来種対策」ホームページ（HP）<https://www.env.go.jp/nature/int>（コ）をご覧ください※チャットボットによる24時間問い合わせ受付も行います。

環境保全課調査係
☎（3647）6148
FAX（5617）5737

社事業の経費は区の一般会計のなかで一定の割合を占めている。このため、障害者福祉事業の財務事務の執行について監査をすることは区の将来の行財政運営にとって有益であると判断されました。

報告書には、監査事項および意見等がまとめられています。

「監査結果と意見」
報告事項 10件
指摘事項 64件
意見事項 64件

今後、区では報告書の内容を踏まえ、事務改善を進めます。

報告書は区ホームページ、このよう情報ステーション（区役所2階）でご覧になれます。

総務課総務係
☎（3647）4020
FAX（3699）8773

無年金の在日外国人の方等に特別給付金
国民年金制度対象外のため
受給資格を得られなかった方へ

特別永住者や特別永住者から帰化した方等で、国民年金の制度上、老齢基礎年金等の公的年金を受給できない高齢者、または重度の障害があり障害基礎年金等を受給できない方に給付金を支給します。

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する方は、区民課年金係（区役所隣防災センター2階20番）、豊洲特別出張所・各出張所または江東年金事務所（亀戸5-16-9）で加入の届出が必要です。

①会社を退職したとき（厚生年金等の資格を喪失したとき）
②厚生年金等の加入者に扶養されていた配偶者が扶養から外れたとき
③外国から転入したとき
④外国へ転出したとき（任意加入）

※区民課年金係または江東年金事務所のみ受付
⑤年金に一度も加入したことがない20歳以上の方が国民年金に加入するとき
※①②の届出は、退職日または扶養削除日の確認できる書類が必要です。⑤以外の届出は、年金手帳等の基礎年金番号が記載された書類が必要です。この他の必要添付書類はお問い合わせください。また、厚生年金等に加入するときや厚生年金等に入する配偶者の扶養になるときは勤務先等への届出が必要です。届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。

「厚生年金や配偶者の扶養になる時の問合先」江東年金事務所
☎（3683）1231
FAX（3681）6549

区民課年金係
☎（3647）1131
FAX（3647）9415

東京都平和の日 1分間の黙とうを

東京都では、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、「3月10日」を「東京都平和の日」と定め記念式典を実施しています。今から75年前の昭和20年3月10日未明の大空襲で一夜にして多くの尊い命が失われたこの日を忘れることなく、東京大空襲をはじめ戦災で亡くなった方々の冥福をお祈りするとともに世界の恒久平和を願い、記念式典では午後2時から1分間の黙とうを実施することとしています。

この趣旨をご理解のうえ、家庭や職場および地域でも黙とうをお願いします。

総務課総務係
☎（3647）4020
FAX（3699）8773

みんなであちを きれいにする運動 春の二斉清掃への参加団体を募集

5/31(日)

ごみやたばこの吸殻のポイ捨てのない快適なまちづくりを進めるため、町会・自治会、事業所等、皆さんの積極的なご参加をお願いします。

時 5月31日（日）※雨天の場合6月7日（日）に延期
内 区内の歩道・公園などの清掃活動※ご家庭や事業所からのごみ、粗大ごみ、せん定枝、道

路上等に不法投棄された家電・自転車などは収集できません
締 3月27日（金）
申 環境保全課環境美化係（区役所隣防災センター16階5番）に電話または窓口で※新規以外の団体の申込は不要です

☎（3647）9373
FAX（5617）5737

難病相談・難病訪問リハビリ相談 各保健相談所で 気になる方はご相談を

神経内科の専門医と理学療法士による個別相談を行っています。次のようなときにはご利用ください。

○「歩き方がおかしい」「転びやすい」「手が震える」などの症状がある

○診断がつき治療をしているが生活や療養の仕方が知りたい
○病気や薬のことを知りたい
○家でできるリハビリの方法を知りたい

申 住所地の管轄の各保健相談所へ（予約制）

城東保健相談所
☎（3637）6521
FAX（3637）6651

深川保健相談所
☎（3641）1181
FAX（3641）5557

深川南部保健相談所
☎（5632）2291
FAX（5632）2295

城東南部保健相談所
☎（5606）5001
FAX（5606）5006

事例
時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール